**４.　福祉医療費助成制度　②**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 対　　象　　者 | 所　得　制　限 | 一部自己負担金 | 令和元年度当初予算額 | 対象者数 | 1人当たり予 算 額 |
| 老　人　（経過措置） | * 平成30年4月1日制度廃止。平成30年3月31日時点の老人医療対象者（下記①～④）について、経過措置として令和3年3月31日まで助成する。

①平成30年3月31日以前の身体障がい者及び知的障がい者医療、ひとり親家庭医療の対象者（同年４月１日以降、それぞれ重度障がい者医療またはひとり親家庭医療に順次移行）②特定疾患治療研究事業実施要綱（平成27年1月改正前）に規定する疾患（一部を除く）を有する者③感染症の予防等の法律に基づく結核に係る医療を受けている者④障害者総合支援法に基づく精神通院医療を受けている者 | ①　　重度障がい者医療・ひとり親家庭医療の所得制限のとおり②③④　本人所得額259万円以下（2人世帯の場合） | 一つの医療機関・訪問看護ステーション・薬局あたり、入院・入院外各５００円以内／日（月の負担日数上限なし）１ヵ月あたり、 　３，０００円を超える額を償還 | 百万円1,999 | 人38,271 | 円52,233 |
| 重度障がい者 | ・1～2級の身体障がい者手帳所持者・重度の知的障がい者（児）・精神障がい者保健福祉手帳1級所持者・特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障がい年金（または特別児童扶養手当）1級該当者・中度の知的障がい者（児）で身体障がい者手帳所持者 | 障がい基礎年金の全部支給停止の所得制限を準用（本人所得額　462万1千円以下（単身の場合）） | 11,275 | 160,644 | 70,186 |
| ひとり親家　　庭 | ・ひとり親家庭の18歳到達年度の末日までの子と、その子を監護する父または母またはその子を養育する養育者 | 児童扶養手当の一部支給の所得制限を準用（2人世帯所得額　230万円未満） | 一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外各５００円以内／日（月２日限度）１ヵ月あたり、 　２，５００円を超える額を償還 | 3,178 | 181,624 | 17,498 |
| 乳幼児 | ・0歳～6歳の就学前児童 | 3人世帯319万円、4人世帯357万円等の所得制限 | 2,822 | 209,081 | 13,497 |

（注）老人医療、重度障がい者医療、ひとり親家庭医療予算額には国保会計補助金等を含む。